

令和8年度 奈良県青少年国際交流推進事業募集案内

奈良県と友好提携を締結している韓国・忠清南道との交流、さらには、日本及び韓国の友好交流及び両国間の信頼の醸成を図るため、県内青少年（※）を忠清南道に派遣して日韓の同世代間の交流を実施する県内市町村立高等学校、市町村及び国際交流団体に対し、その派遣交流に要する経費を補助します。

（※）県内青少年：高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）もしくは専修学校高等課程に在籍する者、又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第17条に規定する義務教育課程を修了し、満18歳に達した日の属する年度の終わりまでの者で、かつ、奈良県に在住する者

補助対象者

- ・県内に所在する市町村立の高等学校
- ・県内市町村
- ・国際交流団体（相互理解や友好親善、国際社会への貢献を目的として、外国との文化交流、スポーツ交流、教育・人材交流、国際協力等を継続的に行う団体）

対象事業

下記の要件にあてはまる事業が対象。

- ・県内青少年5名以上が参加する2週間以内の海外渡航
- ・忠清南道を訪問し、忠清南道に在住又は通学する青少年（参加者と同世代および同程度（県内青少年の8割以上（端数切り捨て））の人数以上）との交流を対面で実施
- ・令和9年3月末日までに完了する事業

応募〆切

令和8年6月30日（火）まで

※応募が予算額を超えた場合は、支援できない場合がありますので、予めご了承ください。

補助金の額

対象経費	補助額
引率者（団体の構成員に限る）にかかる	対象経費の1/2の額を補助
①韓国への往復渡航に要する船賃又は航空運賃 ②韓国への往復渡航に要する空港税等、 燃油サーチャージ、出国手続諸費用 ③韓国国内の移動費、宿泊費 ④海外旅行保険料	※上限額：3万円×交流に参加する 県内青少年の人数 ※複数回申請可。ただし、1団体あたりの補助額は年間50万円を上限とする。

対象となる旅行、研修等の例

- ・修学旅行、語学研修、部活における海外遠征（学校からの申請の場合）
 - ・市町村及び民間団体における青少年派遣プログラム
- ※国または地方自治体が補助等を行っている経費は補助の対象外となります。

申請される場合は、申請書類は下記メールアドレスあてにWord・Excel・PDFのいずれかの形式でデータでお送りください。

また、申請後は、問合せ先に記載の電話番号まで申請の旨ご連絡いただきますようお願いいたします。

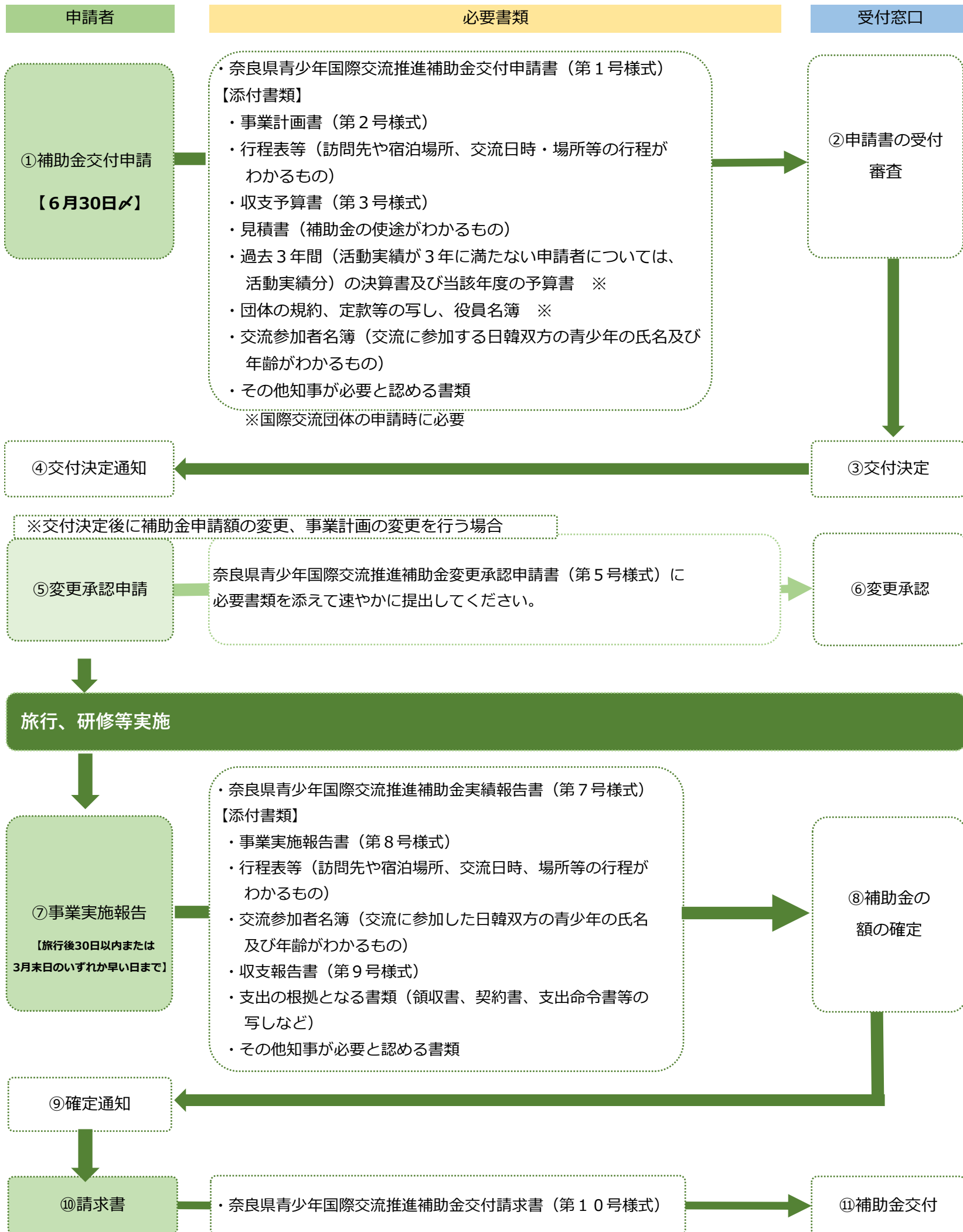
その他、ご不明な点がございましたら問合せ先までご連絡ください。

問合せ
申請書提出先

奈良県知事公室秘書課国際交流係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 TEL：0742-27-5821
Email：kokusai2@office.pref.nara.lg.jp

申請等の流れは
裏面に記載

申請等の流れ



様式データは下記ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.nara.lg.jp/n001/p150003.html>